

**令和7年度 山梨地方最低賃金審議会**  
**第2回山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、**  
**情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 議事録（一部議事要旨）**

**1 日 時**：令和7年11月6日（木）午後1時30分～午後3時10分

**2 場 所**：山梨労働局 1階会議室

**3 出席者**：公益代表：今井委員、門野委員

労働者代表：小沢委員、小林委員、三輪委員

使用者代表：加藤委員、佐々木委員、山岸委員

事務局：小林労働基準部長、小林賃金室長、深沢室長補佐

**4 議 事**

（1）改正審議

（2）その他

**5 審議会内容**

（室長補佐）

本日は、公益委員の石垣委員から欠席の御連絡をいただきしておりますが、全委員の3分の2以上、又は、各側3分の1以上の委員の御出席をいただきしておりますので最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを報告いたします。

ただいまから、令和7年度山梨地方最低賃金審議会第2回山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

また、本専門部会は一般に公開をしており、事前に公示を行いましたところ、傍聴希望者はおりませんでしたので、併せて報告いたします。

それでは、今井部会長、以後の議事につきまして、進行をお願いいたします。

**【 議事（1） 改正審議 】**

（今井部会長）

金額の審議に入りたいと思いますが、その前に事務局で何かありますか。

（賃金室長）

2点、説明をさせていただきたいと思います。

1点目でございます。

金額審議を行っていただく会場についてです。

例年と同様に、本年度も公益委員と各側委員の皆様との金額折衝につきましてはこちらの会議室で行っていただきます。

各側の委員の皆様の控室につきましては、労働者側の皆様は3階の第3相談室、使用者側の皆様は2階の第1相談室としております。

待機いただく際につきましては、事務局が御案内いたします。

また、金額折衝を行っていただく際には、控室に事務局が御案内に参りますので、よろしくお願いいいたします。

2点目は資料でございます。

事前にお送りいたしました資料でございます。

1ページを見ていただくと、電気機械器具製造業最低賃金の改正状況というところで資料がございます。

見ていただくと、地域別の最低賃金は全国入っております。

特定最低賃金につきましては、今のところ一つも数字が入っていない状況です。いくつかの県では結審となっているところもあるようですけれども、情報が入ってきていないことから今日の段階の資料の中では数字が入っておりません。

3ページ目以降は山梨県の鉱工業指数ということで、先日10月30日に公表されました資料をつけさせていただいております。

説明は以上でございます。

(今井部会長)

ただいまの説明について、何か御質問等はございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

### 【 議 事 (1) 改正審議 】

(今井部会長)

これより具体的な金額審議に入ります。

本年度も、審議の効率化を図る観点から、労使双方から事前に、主張される金額をお知らせいただいているところではありますが、改めて、この場で金額及びその金額を提示した理由を簡単に説明していただきたいと思います。

まず、労働者側からお願ひします。

(小林委員)

労働者側は88円を提示させていただきました。

今回、電機連合の上昇水準が月額20万円まで引きあがったということでありまして、その上昇率が8.4%となりました。

その8.4%を現行の特定最低賃金1,047円に8.4%をかけましてその値が88円となりましたので、その金額を提示させていただきました。

以上です。

(今井部会長)

次に使用者側お願ひいたします。

(山岸委員)

使用者側は、今回プラス29円を提示させていただきました。

根拠といたしましては、資料5ページにありますが、産業別比較において電気機械器具最低賃金額は突出して他の産業に比べて高い水準とはいえないということが一点。もう一点、全国比較における現状の山梨県特定最低賃金のポジションは12位。資料7ページ、数えてみて、12番目にあるようございます。

公正競争の観点からも適正な水準であるということを前提としております。

その中で、賃上げの率というものになりますと、私共いつも使っております第4表②のBランク、パートの賃金上昇率2.8%、これを適用して算出させていただきました。

以上です。

(今井部会長)

労使双方から、金額を提示していただくとともに提示の理由についても御説明いただきました。

従来の例に従いまして、公益委員による各側との個別折衝を、まず、労働者側委員と行います。

その前に公益委員内で打合せを行いたいと思いますので、各側の委員には、一旦それぞれ控室で待機をお願いします。

一旦専門部会の審議を中断いたします。

(以下、金額折衝を実施。)

概要は、以下のとおり。

1 公益委員による事前打合せ

2 労働者側と折衝

#### (1) 労働者側の主張

他県の状況を見て、電機連合の賃金上昇率で算定したものである。

#### (2) 公益委員の説明

電機連合の中小を除いた賃金上昇率の全国平均は4.88%程度、連合の賃上げ率も5%程度であることから歩み寄りを求めた。

#### (3) 労働者側の主張

上げ幅について他県との差が出ないようにしたい。

### 3 使用者側と折衝

#### (1) 公益委員の説明

労働者側の主張について説明。

#### (2) 使用者側

上げ幅については、地域別最低賃金とまったく別の考え方でやらなければいけないと考えている。

地域別最低賃金では3要素、特に生計費が重視された目安額が出ている。

特定最低賃金は地域別最低賃金のように政策的に決めるものではなく、労使の話し合いで決めるものであると考えている。

第4表の③Bランク、製造業のパートの3.8%、40円までは考えている。

### 4 労働者側と折衝

#### (1) 公益委員の説明

使用者側の主張について説明。

#### (2) 労働者側の主張

第4表の③にはほかの製造業の業種も入っているので、その3.8%には歩み寄れない。

連合山梨加盟組合の地場の100人未満の平均賃上げ額の金額12,893円を月の法定労働時間173.8時間で割った結果が74になるため、74円を提示する。

使用者側が製造業で金額を示しているため、電気にこだわらない製造業で計算した。

### 5 使用者側と折衝

#### (1) 公益委員の説明

労働者側の主張について説明。

#### (2) 使用者側の主張

電機にこだわらず、山梨県の地場の数字であることから我々も再度検討したい。

### 6 公益委員見解

両者の隔たりがあることから、次回までに、労働者側・使用者側双方に全会一致を目指した検討を求める。

**(以上で金額折衝を終了)**

(今井部会長)

審議を再開いたします。

労使双方に個別に、金額及びその考え方を伺いましたが、労使の主張には、まだ隔たりがあり、公益としては、このまま審議を進めても進展が見込めないと思われますので、本日はここまでとして、一旦審議を打ち切りたいと思います。

労使各側とも、もう一度歩み寄りを検討していただきたいので、次回は11月19日水曜日、午前10時から第3回の審議を行いたいと思います。

次回の審議をもちまして、結審の予定となっておりますので、具体的な金額について、各側とも、もう少し御検討いただいて、労使双方の合意形成を図っていきたいと考えています。

できれば、全会一致で答申に至るように努めたいと思いますので、双方、前向きな検討を、ぜひお願ひいたします。

それでは、議事の「その他」に入りますが、各側から何かござりますか。

(今井部会長)

事務局からお願ひいたします。

(賃金室長)

部会長からお話をございましたけれども、次回、第3回の専門部会は、11月19日水曜日、午前10時00分から、今日と同じ1階会議室で行いますので、御多忙のところ大変申し訳ございませんが、お集まりいただければと思います。

よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

(今井部会長)

以上で、第2回専門部会を終了したいと思います。

なお、本日の議事録の確認ですが、小林委員、山岸委員にお願いいたします。

それではお疲れ様でした。